参考資料1 道州制特区提案の状況 国への 国の対応状況等 第1回提案(H19.12.19提案 H20.3.21閣議決定) 提案時期等 ○札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更 H19/10/3 20年度政令改正により届出廃止 届出先の知事への変更 第1回答申 地 域 労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大 19年12月の政令改正により全国で実現済 H19/12/12 医 療 道議会議決 地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大 北海道のニーズを見極めつつ継続検討 H19/12/19 国へ正式提案 食の 21年度政令改正により全国で実現 JAS法に基づく監督権限の移譲 安全 安心 H20/3/21 [国] 推進本部 くらしの 20年度政令改正により21年度移譲 基本方針変更の ○水道法に基づく監督権限の移譲 財源については交付金として73万円を措置 安全 安心 閣議決定 第2回提案 (H20.3.31提案 H21.3.27閣議決定) 分権改革の検討状況を踏まえて検討。農地転用 国土利用の規制権限等の移譲 許可は新農地法施行後5年を目処に検討 人工林資源の一体的な管理体制の構築 現行制度で対応可能な範囲を明示し通知 環 境 森林関係審議会の統合 現行制度で対応可能であることを通知 H19/12/18 モデル事業の実施及び22年度省令改正により対応 廃棄物処理法に基づく権限の移譲 第2回答申 H20/3/26 特定免税店制度の創設 別の手法による実現について別途検討 道議会議決 H20/3/31 別の手法による実現について別途検討 国際観光振興業務特別地区の設定 国へ正式提案 光 観 企業立地促進法に基づく権限の移譲 道州制の税財政等のあり方を踏まえ検討 H21/3/27 [国] 推進本部 〇外国人人材受入れの促進 道と定期的な意見交換を実施 基本方針変更の 閣議決定 地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大 道の試験実施状況を踏まえ継続検討 町内会事業法人制度の創設 現行で対応可能な範囲を明確化し通知 地方自治 法定受託事務の自治事務化 関連の提案と一体的に検討 第3回提案(H20.10.8提案 H21.3.27閣議決定. H22.3.26一部変更) H20/7/18 維持管理に係る負担金制度を廃止(23年度~) 維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止 第3回答申 地域主権改革に関する一括法による 道道管理権限の町村への移譲 H20/10/3 道路法の改正により全国措置 地方自治 道議会議決 福祉運送サービスに係る規制緩和 運用変更により全国展開 H20/10/8 地域再生 国へ正式提案 通知により推進。実施状況を踏まえ社会福祉法 コミュニティハウスの制度創設 の見直しの中で制度化を検討 H21/3/27 [国] 推進本部 基本方針変更の ○指定都市等の要件設定権限の移譲 現行制度で対応可能な範囲を明示し通知 閣議決定 第4回提案(H21.7.16提案 H22.3.26閣議決定) H21/4/10 地域主権改革に関する一括法 「条例による法令の上書き権」の創設 第4回答由 の成立により条例制定権を拡大 地方自治 ○国の出先機関等に係る予算・人員等の情報開示 現行制度で対応可能である旨を通知 H21/7/3 道議会議決 地域再生 郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大 現行制度で対応可能な範囲を明確化し通知 H21/7/16 国へ正式提案

○過疎地域等における病院と診療所の連携に係る特例 地域医療 措置

健康づくり 健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設 産業

基本的には対応困難。現行制度で一部対応

健康食品の表示に関する検討等を踏まえ 継続検討

可能である旨通知

第5回提案(H23.10.28提案 H24.2.10閣議決定)

地方自治

光

「ふるさと納税」のコンビニでの収納

自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び 登録要件等に係る裁量権の拡大

地域再生

観

税制上の優遇措置を受けられるNPO法人を適正かつ円滑に 認定・監督するための国と道等が連携を図る仕組みなどの法制化

北海道が認定するアウトドア事業者による自家用有償

旅客送迎を可能とする道路運送法の適用の拡大

23年12月の政令改正により全国で実現

登録権限の市町村への移行等について検討。 現行制度で対応可能な範囲を明確化し通知

現行制度で対応可能である旨を通知

H24/2/10 基本方針変更の 閣議決定 現行制度で実施可能な範囲を明確化し通知

H22/3/26 基本方針変更の

閣議決定

H23/5/11 第5回答申

H23/10/7

道議会議決

H23/10/28

国に正式提案

※道の提案趣旨に沿った対応は「黒地に白抜き文字」、継続検討等は「白地に黒文字」、道に限った措置は「提案項目名に〇」を付している。

道州制特別区域基本方針に基づく計画期間満了時の評価(概要) 計画期間(平成19年度~平成23年度)

- ・ 道州制特区推進法に基づく事務・事業の移譲については、移譲前の状況と比べて、より適切で効率的な事務執行、利用者や地域住民の利便性の向上など前向きの成果。
- ・ 課題もあるが、事務・事業の移譲を取り止めて、国に戻すべきと考えられるような問題・支障は生じていない。むしろ、更なる権限の移譲を進めることで、より大きな成果につながる可能性。
- 個別の事務・事業の移譲に係る措置等については、すべて、今後とも継続して実施することが適当。
- 特定広域団体である北海道は、引き続き、本制度を活用して、北海道の自立的発展につなげていくことを希望。



これらの点を総合的に踏まえると、道州制特別区域基本方針で定める<u>計画期間については、これを</u>延長する(平成 27 年度まで)こととし、特定広域団体への権限移譲の取組を更に推進すべき。

海道道州制特别区域計画 (更新)

(平成19年度~平成2 7年度)

7	6	٥٦	4			ယ	100	1
今後に向けて (1) これまでの取組の主な成果35 (2) 道州制特区制度の有効活用に向けて37	広域的施策の施策効果の把握及び評価 (1) 基本的な考え方34 (2) 作業の実施時期等34	その他の取組 (1) 連携・共同事業 30	北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業 (1) 民有林の直轄治山事業の一部	(4) 鳥獣保護法に係る危険猟法(麻酔薬の使用)の許可	商工会議所に対する監督の- 調理師養成施設の指定	北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等 (1) 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う10 指定医療機関等の指定	北海道が実施する広域的施策の内容	道州制特別区域計画の目標 (1) 北海道の設置
					**	_	•	

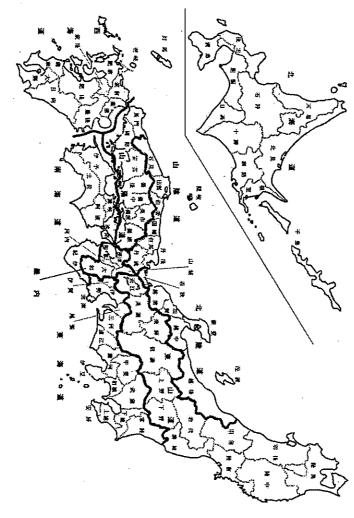
						·				
						•				
						•				
	•									
•										
				•						-
			¥							
						•				
		-							·	·
			•							
	•									
									•	
					•					
			,				•			-
									•	
				-	•					
							•			
			·					•		•
						e e				
							•			
									•	
							~			
,				•	r		•			
			•			•				
	ē.								•	
				•						

道州制特別区域計画の目標

北海道庁長官の時代が長 の甚め での時代が長く続きます。 地方自治法が施行され、 「北海道」 と呼ばれていましたが、 その後、明治15年には、これら3県は廃止され、 明治2年、政府 5、北見、釧路、 政府は、 函館、札幌、 国の機関と1 「蝦夷 にを根で二置室の

よる知事が誕生し、 昭和22年、 のようだ、 他県と同様の地方自治体と 北海道は独立した 県を置かずにひ 中央政府の直轄地であった北海道に初め |方自治体としての北海道がスタートしま 文化等にお 効率的に担 面積の小 A ů, 公選

[明治2年「北海道」命名時の「国」 と[道]]



(2) 北海道の現状と課題

勢をはじめ、近年の公共投資の大幅な減少や東日本大震災による経済などへの影響、さらには、道内産業への影響が大きいTPP協定交渉をめぐる問題など、多くの課題に直面しています。 このような中で、未来に向けて活力あふれる北海道を築いていくためには、「食」や「環境」、「広大な土地資源」、さらには、北方にエネルギー開発が進むロシア極東 北海道は現在、人口減少や少子高齢化が急速に進む中、 依然厳しい経済・ 雇用情

地域(北海道との関わりが深い沿海地方、ハバロフスク地方及びサハリン州)や、周辺に経済成長が著しい東アジア地域を控えた位置にある「地理的優位性」などの北海道価値を最大限に活かし、自立的に地域づくりを進めることが重要となってい ф さらには、北方にエネルギー開発が進むロシア極東

圏の広域化 Š また た、広域分散型の地域特性を有する北海道においては、市町村合併の進展によ市町村の区域の広域化が進むとともに、交通網の整備などにより経済社会生活 が進んでいます。

教育、文化などの機能を有効に活用し、連携と相議を有効に活用し、連携と相構想の活用など、広域連携による地域づくりを進道の広域行政の推進が一層強く求められています。 さらには、中核的な都市間の時間距離が他県によな交通ネットワークの形成などを図り、また 41 今後は、 広域的な経済社会生活圏において地域の中心的な都市に集積する医療やなどの機能を有効に活用し、連携と相互補完の関係に立ち、定住自立圏など、広域連携による地域づくりを進めるとともに、市町村と連携したなど、広域連携による地域づくりを進めるとともに、市町村と連携した

な交通ネットワークの形成などを図り、ikをな交流を図るためにも、道路、空港、ンフラの整備も着実に進めていくことが必てうした課題の解対である。 には、中核的な都市間の時間距離が他県に比べて長いことから、ネットワークの形成などを図り、また、地理的優位性を活かし、 地域の円滑 国内外との らに情報イ

の安定はもとより、ていくことが求めら カアップ に囲イツトワークの形成などを図り、また、地理的優位性を活かし、国内外とのな交流を図るためにも、道路、空港、港湾などの効率的な整備とともに情報パラの整備も着実に進めていくことが必要となっています。 うした課題の解決に向け、本道の優位性を活かした地域づくりを総合的に展開本道の自立的発展を目指すとともに、高い食料供給力や多様な再生可能エネル資源などを十分に活かし、首都圏などに集中する行政、経済等の諸機能のバップ拠点としての役割を発揮することを通じて、事が同の経来がでは、一一 災害に対し強靱な国土の形成にも本道が積極的な役割を果たしれています。 我が国の経済活動や国民生活

北海道価値を最大限に活用

優位性といえる「北海道価値」 ていくことが重要です。 このため、我が国最大の食物 北海道には、豊かな水や森林資源、 河能工 ネルギー資源など、 *資源、安全でおいしい食や優れた自然環境、 かけがえのない財産があります。こうした1 を磨き上げ、最大限に活用し、白寸的た器F 自立的な発展を うした北海道の 多様な

このため、我が国最大の食料供給地域として、安全・安心で付加価値の高い食料(食品も含む)を国内はもとより海外にも提供していくため、より効率的で持続的な生産・供給システムの構築を図り、我が国の食料自給率の向上に貢献していくとともに、食関連産業の集積やバイオ技術を活用した機能性食品の開発促進など新たな産業の創出を図っていく必要があります。
また、観光については、多くの人を魅了する多様な観光資源などを効果的に活用することにより我が国の国際観光の推進に向けて重要な役割を担っていくことが必

すまるこれだった。

を創造し 要でである。 らに、国土の森林面積の22%を占める森林は、国土保全や地球温暖化防止などで貴重な役割を担っており、また、本道の豊富な水資源の重要性が高まっていとから、これらの優れた自然環境を保全するとともに、風力、太陽光、バイオ、雪氷など、豊富に賦存する多様なエネルギー資源を有効に活用し、再生可能ルギーを開発導入することにより、経済と環境が調和し、持続可能な地域社会造していくことが求められています。

ていくことが求められ東日本大震災を契機に প্ত 首都圏な 、環境やエネルギー問題への関心が高まっているほどに集積する業務機能のリスク分散が課題となって

おり、広大な土地資源や高い食料供給力といった本道の優位性を活かし、大震災からの復興やリスク分散の受け皿として、一定の役割を担っていくことが求められています。

地域の幕

率的かし総合的な整備に努め、今域ごへりの先行的な取組が求めら 北水 能な地域びへ 用を図ることによ 全国を上回る 広域的な視点から、 のしる文化した。これを一つととで一つというできる。 しを支えるための基盤の整備 スピードで少子高齢化などが進展して を進めていくことが重要となっており 視点から、医療福祉など都市が有する より定住条件を確保するとともに、道 今後我が国全体が直面する人口減少社会に られています。 り、広域分散型の地域特性を踏る生活関連諸機能の効果的な活 道路、河川などの社会資本の効 ている本道においては、 おいる塔 持続可

ウ 広域的な視点からの自立的な地域ごへりの推進

地方分権の推進に向けて、行政機関等の共同設置などを可能とする地方自治法の改正や地域主権改革に関する第1次、第2次一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)の成立に伴い、義務付け、枠付けの見直しや権限移譲が進展し、市町村の果たす役割が増大してい of

でカガ に 内 吸 連 携による地域 づくりを進めていくこ 道北、オホーツク、十勝、釧路・根室及び道央の 6 連サービスの総合的な提供や地域資源を有効に活かなるよう、道と市町村が連携、協働し、広域的な視 ていくことが必要となっています。 , 0, S 5した中、本道1市町村がまち、 本道に おいては、 いては、人口1万人未満の小規模市町村が約62%りの総合主体としての役割を果たしていくために地域づくりを進めていくことが重要となっていま 広域的な視点から効果的な政策展開に努め 有効に活かした地域じく つの連携地域において、 りの展開が可能と ています。道南、 2を占めて7は、様々 ξĬ 生活関

安定に向けて、 っています。 このように、北海道価値を最大限に活かし、地域の暮らしを支えるための基盤整備を広域的な視点から総合的かつ効果的に推進することにより、個性豊かで活力ある地域づくりを進め、本道の自立的発展はもとより、我が国の経済社会システムの安定に向けて、一定の貢献が可能となるよう努めていくことが、より一層重要にな 地域の暮らしを支することにより、

はかり 咂匣 342 振興局と他都府県との比較 009365 447 058 $\frac{940}{289}$ $\frac{936}{630}$ $\frac{619}{446}$ o, 661人口密度 85 15 他都府県と 都府県名 | 神奈川県 和歌山県 <u>秋田県</u> 茨城県 鳥取県 別川県 9 364 507 613 364 636 507 726 768

(編析1) 面積は国土地理院調査 (小数点以下四捨五入)、 人口は平成22年国勢調査による。

「他都府県との面積比較」の欄では、 各総合振興局・振興局と面積値が近い都府県と比較している。

道州制特別区域計画の趣旨及び今後の取組

体に指定されたことから、B 閣議決定。以下「基本方針」 という。) 北海道は、 北海道は、平成19年1月26日、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法(平成18年法律第116号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する特定広域団に指定されたことから、政府が定めた道州制特別区域基本方針(平成19年1月30日 を無定します。 という。) に基づき、道州制特別区域計画 一里里

田忠

この計画は、将来の道州制導入の検討に資するため、 率化及び北海道の自立的発展を図ることを目的とします。 とを目的とします。 地方分権の推進、 行政の効

計画期間

この計画は、 平成19年度から27年度までの9か年間を計画期間とします

ウ 移讓範囲

権限、 この計画は、法により移譲が可能と認められた事務、事業等限、財源の移譲を受けて自ら実施しようとする範囲を定める 事業等のう ものです。 'n 道が国から

H 今後の取組

地方分権の推進

金石がある。 的な連携を活用した地域づくりや、道の出先機関である総合振興局・ 能の強化を図ることにより、地方分権の一層の推進に努めます。 の権限移譲等とともに、 11 を果たすことができるよう、 国、都道府県、市町村の関係について、これまでの中央主導の全国画-ステムから地域の実情に即した住民主導の行政システムへと転換を図り、 とは地域で決めることができ (平成17年3月策定、平成21年3月改訂。以下「移譲方針」という。) に基道から市町村への権限移譲に取り組むほか、定住自立圏構想をはじめ広域 住民に最も身近な市町村が行政サ 「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲 る地域主権型社会の構築を目指し 一ビスの中心的な役割 Ù 国から道へ 振興両の被 地域の 的なシ

務・事業約1,200件のうち約200件を、権限約4,000件のうち約3,100件を市町村 道から市町村への事務・権限移譲の推進 道から市町村への事務・権限の移譲については、 移譲方針に基づき、 道の事

村に対し201の権限を移譲することとしており、今後とも、市町村の意匠まえながら、道から市町村への権限移譲の一層の拡大に努めていきます。 への移譲対象としたところです。(平成23年4月現在) 平成23年度は、171市町村に対し430の権限を移譲し、 今後とも、市町村の意向を踏 平成24年度は、 90市町

Q 市町村の行財政基盤の強化

望し 进 市町村合併に \mathcal{L} 目指すべき市町村の姿を「北海道市町村合併推進構想」(て策定し、市町村や道民への情報提供や、必要な支援を行 ついては、地域主権型社会に相応しい基礎自治体のあ (平成 がな 万万万万 18年

本道は、人口1万人未満の小規模市町村が約65%を占め、また、行財政は依然として厳しい状況にあり、市町村が今後も多様な行政サービスを採に提供していくことができるよう、市町村の行財政基盤を強化するため、的な合併とともに、道市長会や道町村会と連携し、定住自立圏構想や広域などの広域的な連携を活用した地域づくりを進めていきます。 定住自立圏構想や広域連 田土

C

具体的な検討を進めてきました。 急速に進んできたことから、長期的な視点に立った改革の方向性や改革事項の 大枠を明らかにした「支庁制度改革プログラム」(平成17年3月) に基づき、 たが、 地域を重視した道政の推進 広域分散型社会の北海道では、 道州制令道州制特区、 では、総合出先機関として14支庁を設置していまし市町村合併などの地方分権に関する改革の動きが

その後、新しい支庁が担う役割や支庁の体制・機能の考え方などを示した「広城事務に関する基本フレーム」の案などに基づき地域との議論を進め、平成22 条例の施行に伴い、総合振興局・振興局の組織体制の整備や局長の権限強化を 4月に「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」を施行しました。 振興局・振興局が「地域びへりの拠点」 247 ともに、地域グへりに向けた支援機能を強化したところです。今後とも、 ・振興局が「地域づくりの拠点」として、市町村など地域の関係者った地域振興施策を推進できるよう取り組んでいきます。

から 働きかけるなど、 料月額9%~4%縮減など)を行っているほか、平成17年度から10年間で知事部局職員数32%の削減を目標とした職員数適正化に取り組むなど、他の都府県をしの<行財政改革に努めているところであり、道自ら不断に取組を進めるとともに、 市町村の適切な役割分担の下 行政の効率化 道においては、「新たな行財政改革の取組み(改訂版)」を策定し、平成20年度 ら4か年、さらに、平成24年度から3か年にわたる職員給与の独自縮減措置(給 道から市町村への権限等の移譲や国の規制・関与の縮小について国へ 地方分権に向けた取組を通して、重複行政を解消し、[:割分担の下で、行財政運営の簡素・効率化に努めます。

北海道の目立的発展

模であるなど を活かし、 北海道は、 我々道民が創意工夫を図り、 大きく 面積ではオー 飛躍し、 ロッパの 発展 ドッチに匹敵し、人口や総生産はデー国にも匹敵する面積、人口及び経って、 Ġ. 主体的に行動するこ 可能性を秘めています。 とにより、 総生産はデンマーク人口及び経済力を有 本道の潜在力な と同規 \subset おお

回目の提案(4項目)を行った 19年12月以降、 道としては、 る事務」などの事務・事業の移譲を受け、 年12月以降、国に権限移譲等の提案を行っ 道としては、北海道の自立的発展に向けて、平成19年度以降「国又は独立行政 人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関 ٦ までたき 4 将来の道州制を展望し、 おり、平成23年10月にに には第 京年成功

国に提案した項目のうち、 J 水道法や農林物資の規格化及び品質表示の適正化 という 指導監督が実現したことによ 安心の確保などにつながって に基づく監督権限の国からの移譲に伴い、 札幌医科大学の収容定員の柔軟な変更が可能 きていま り、地域医療の確保に向けた に関する 事業者への迅 取組や イなり (以下)

今後も、道民からの意見などを基に道の政策展開の円滑化や自己完結性を高めることにも留意しながら、提案を積み重ね、国から道への権限移譲や全国一律の基準の緩和とともに、条例の制定範囲の拡大等を行うことにより、北海道の自立的発展を目指していきます。

\wp 北海道が実施する広域的施策の内容

さらに、ご組を取りま。 な自然環境をまもる環境重視型社会システムづくり」、「冬や災害に強い地域づくり」、「経済再建に向けた産業・雇用政策の推進」、「世界に通ずる北海道観光の形成」、「日本の食 く国への提案を5回に渡り行ってきています 北海道を 道では、 (平成16年 とめた 平成19年6月に、 女女 地域主権の確立と個性豊かな地域ブ 4 る持続型農業、 年6月に、北海道が目指す地域主権型社会の姿やその構築に向けた取「地域主権型社会のモデル構想2007」を策定するとともに、法に基づ に基づき、 漁業の確立」を柱とした様々な施策を推進し 「子どもや高齢者等が元気に暮らせる地域社会」、 くりを目指して策定した道州制プログ 、ています。 一豐か

一体的に した中、 次の広域的施策を効率的かつ効果的に展開し 道は、国から移譲を受けている事務、事業等(3及び4で詳述します。) ていきます。

٥

地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供 児童福祉法に基づく療育 (¤1) 機関の指定、生活保護法に基

定など、 一元的に実施するとともに、指定後においても、必要に応じて、医療機関等からの執告を求めるなど、道として必要な役割を果たしていきます。これらの取組を通じて、地域の実情に即した公費負担医療等を適切に提供するための環境整備を推進します。 助)及び介護機関 児童福祉法に 公費負担医療等を提供する指定医療機関の指定等に関する事務を道において (介護扶助) 機関の指定、生活保護法に基づく医療機関の指定、母子保健法に基づく養育医療(ta) 機関の指 の機

\odot

可など、 体の利便性の向上を図り 定款変更の認可の一部、 商工会議所に対する許認可手続等の円滑化 商工会議所に対する許認可等については、特定商工業者に対する負担金の賦課の許 従前から道が行ってきたものに加え、平成10年度以降国から移譲されている[の認可の一部、解散の認可等も含めて、円滑かつ迅速な実施に努め、申請団1性の向上を図ります。

3 調理師資格者の資質の向上

調理師として必要な知識、技能など、基礎的な情報を的確に提供する 養成施設について、道において所要の調査を実施の上、適切に指定する 調理師資格者の水準を確保するとともに、 て 定後においても、 、養成施設の効果的な運営の確保のために道として必要な役割を果たしていきます。 これらの取組と連携しながら調理師試験を実施することにより、 適宜、 養成施設の運営状況等を把握し、 調理師資格者の資質の向上を図ります。 必要に応じて指示を行うな 本道における W (1 \mathcal{L} とが可能な 477

[用語の説明]

- 療育の給付:児童福祉法に基づき、骨関節結核その他の結核にかかっている児童に対して提供される医療等の
- (注2) 養育医療の給付:母子保健法に基づき、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し て提供される医療の給付

4) 鳥獣の捕獲等の許可手続の円滑化 鳥獣の捕獲等の許可手続の円滑化 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護法」という。)に基づく道が行う鳥獣の捕獲等の許可手続について、国から移譲されている麻酔薬を使用する猟法による鳥獣の捕獲等の許可事務を含め、総合振興局・振興局と本庁が緊密に連携し、許可申請者の利便性の向上及び許可手続の円滑かつ迅速な実施を図ります。

保安施設の整備等に よる森林の保全

成19年度及び平成20年度で行い終了しました。引き続き、道において保育、植栽事業 等と併せて総合的かつ計画的に整備することにより、本道の良好な森林環培の四今を図ります。

6

本道における土砂災害対策を効果的に推進します。 の一部も含め、道において計画的かつ一体的に整備及び維持管理を行うこ 砂防設備の整備等による土砂災害対策の推進 道が行う砂防設備の整備等については、国から移譲されている直轄通常砂防事業^(ta)) とだより、

\Im 道路の整備等による安全・安心な道路網の構築

道が行う道路の整備等については、国から移譲されている開発道路 ^(注4) も含め、 道において計画的かつ一体的に整備及び維持管理を行うことにより、本道における安 ٠ 安心な道路網の構築を図ります。

\otimes 河川の整備等による治水対策の推進

道において計画的かつ一体的に 水対策を効果的に推進します。 道が行う河川の整備等については、 -体的に整備及び維持管理を行う 国から移譲されている指定河川(産が)も含め、 ことにより、本道における治

9 地域医療を担う医師の確保

道が設立団体である公立大学法人札幌医科大学の医学部収容定員については、関与を受けずに本道の医師不足の状況などに応じて変更していくことにより、本おける将来の地域医療を担う医師の育成と安定的な確保を図ります。

[用語の説明]

- (注3) 直轄通常砂防事業:高度の技術を要するなど、一定の要件を満たす砂防事業で、国土交通大臣が告示したもの だりいて、 国土交通省が直接施行するもの(火山砂防事業を除く)。
- (注4) 開発道路:国土交通大臣が道の開発のため特に必要と認めた一定区間の道道や市町村道において、新設・改築 大臣が指定する改築に関する事業。 ・維持補修などを本来の道路管理者に代わって国土交通省が行う制度。国から移譲されているのは、国土交通
- FF) Ö 指定河川:国土交通大臣が道の開発のため特に必要と認めた 繕などを本来の河川管理者に代わって国土交通省が行う制度。 国から移譲されているのは、 定区間の二級河川において、 改良工事、維持修 国土交通大臣が指

) 水道水の安全性及び安定供給の確保 水道法に基づく水道事業及び水道用水供給事業の認可に関する事務を全て道が実施 するとともに、認可後においても、必要に応じて、事業者に対して施設の改善の指示 等の監督を行うなど、道として必要な役割を果たしていきます。これらの取組を通じ て、地域住民のライフラインである水道水の安全性及び安定供給の確保を図ります。

ω 北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等

指定医療機関等の指定 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う 定医療機関等の指定(法第11条、第12条、第15条関係)

ア 現 状

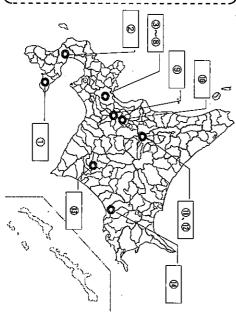
Ø. 間が開設した医療機関等(指定数:4,993機関(平成18年9月現在)) 19年度から国 を提供する指定医療機関の指定等に関する事務は、 児童福祉法に基づく療育医療、 道が-一元的に行っ (独立行政法人国立病院機構等を含む。) ています。 母子保健法に基づく養育医療等の公費負担医療等 に関する事務は、大半を占める道、市町村又は民 年9月現在)) に加え、平成が開設した医療機関等も含

道内に所在する国等が開設する医療機関等に係る公費負担医療機関の指定状況

盎	畫	품	道	-	. '	-	串	道				掘	漸		
@釧路労災病院 (釧路市)	⑤帯広病院(帯広市)	⑫旭川医科大学病院 (旭川市)	①道北病院(旭川市)	⑩美唄労災病院 (美唄市)	⑨岩見沢労災病院 (岩見沢市)	⑧北海道大学病院 (札幌市)	⑦札幌逓信病院 (札幌市)	⑥自衛隊札幌病院 (札幌市)	⑤北海道医療センター (札幌市)	④北海道がんセンター (札幌市)	③札幌南病院 (札幌市)	②八雲病院 (八雲町)	①函館病院 (函館市)		医療機関の名称
1	1	1		1				ı	0	1	1		I	(療育医療)	児童福祉法
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	(医療扶助)	生活保護法
1	1	1	1	1	ı	ا	1	1	1	ļ		ı		(介護扶助)	生活保護法
0	l	0	1	_	_	0	_	-		0	1	-	0	(養育医療)	科勒 别子每

◆国等が開設する医療機関等の指定状況

- ・平成23年4月1日現在、道内では、国等が開設した医療機関が14あり、地域別では、道南連携地域で2、道央広域連携地域で8、道北連携地域で2、十勝連携地域で1、釧路・根室連携地域で1となっています。
- ・そのうち、公費負担医療機関として指定されているのは、療育医療が1、生活保護法に基づく医療扶助が13、養育医療が5となっています。
- ・生活保護法に基づく介護扶助の指定機関は平成23年4月1日現在0となっています。



特定事務等の内容

む。)が開設した医療機関等に係る次の事務を、 ます。 (独立行政法人国立病院機構等を含 平成19年度からは道が実施してい

[児童福祉法に基づく事務

- 療育機関の指定 (児童福祉法第20条第5項)
- 指定療育機関の指定の取消し (児童福祉法第20条第8項)
- 報告の徴収及び実地検査 (児童福祉法第21条の4第1項)
- 診療報酬の支払の一時差止め又は差止め(児童福祉法第21条の4第2項)
- 指定の申請書の受理 (児童福祉法施行規則第11条)
- 変更の承認 (児童福祉法施行規則第14条)
- 変更等の届出の受理
- 指定の辞退 の申出の受理 (児童福祉法施行規則第15条) 5理(児童福祉法施行規則第16条)

[生活保護法に基づく事務①]

(医療扶助関係)

- 医療機関の指定 (生活保護法第49条)
- 変更等の届出の受理 (生活保護法第50条の2)
- 指定医療機関の指定の取消し 指定医療機関の指定の取消し(生活保護法第51条第2 指定医療機関に係る告示(生活保護法第55条の2) 原
- 指定の申請書の受理 (生活保護法施行規則第10条第1項)
- 第11条) 指定医療機関に係る保護の実施機関からの意見聴取 (生活保護法施行規則
- 指定医療機関からの処分を受けた旨の届出の受理 (生活保護法施行規則第
- 指定の辞退の申出の受理 (生活保護法施行規則第15条)

[生活保護法に基づ く事務②

(介護扶助関係)

- 介護機関の指定 (生活保護法第54条の2第1項)
- おいて準用する同法第50条の2 指定介護機関からの変更等の届出の受理 (生活保護法第54条の2 第4項に
- 指定介護機関の指定の取消し る同法第51条第 2闽) (生活保護法第54条の2第4項において準用
- (生活保護法第55条の2)
- 第1項) 指定介護機関に係る告示 (生活保護法第5 指定介護機関に係る指定の申請書の受理 (生活保護法施行規則第10条の
- 第11条) 指定介護機関に係る保護の実施機関からの意見聴取(生活保護法施行規則
- 指定介護機関から |4条第3項) の処分を受けた旨の届出の受理 (生活保護法施行規則第
- 指定介護機関からの指定の辞退の申出の受理 (生活保護法施行規則第15条)

[母子保健法に基づく事務]

- (母子保健法第20条第5項)
- 養育医療機関の指定 指定養育医療機関の する児童福祉法第20条第8項) 育医療機関の指定の取消し (母子保健法第20条第7項において準用
- 福祉法第21条の4第1項) 報告の徴収及び実地検査 (母子保健法第20条第7項において準用する児童
- 診療報酬の支払の-て準用する児童福祉法第21条の4第2項) -時差止め又は差止め (母子保健法第20条第7項におい
- 指定の申請書の受理 (母子保健法施行規則第10条)
- 変更等の届出の受理 (母子保健法施行規則第12条
- 指定の辞退の申出の受理 (母子保健法施行規則第13条)

ウ 特定事務等の実施体制

当該事務については、 次の体制により、効果的かつ効率的に実施します

- [児童福祉法に基づく事務] 保健所は、医療機関からの指定申請等を受理し、 道の本庁は、指定申請等の審査及び指定を行い、 ф Ø とともに告示します。 道の本庁に送付します。 指定等の内容を保健所に通知

[生活保護法に基づく事務]

- 送付します。 福祉事務所は、 医療機関及び介護機関からの指定申請等を受理し、 道の本庁に
- 道の本庁は、指定申請等の審査及び指定を行い、 通知するとともに告示します。 指定等の内容を福祉事務所に

[母子保健法に基づく事務]

- 知す 保健所は、医道の本庁は、 健所は、医療機関からの指定申請等を受理し、追の本庁は、指定申請書等の審査及び指定を行い、 るとともに告示します。 道の本庁に送付します。 、指定等の内容を保健所に通

Ή

立域的施策との関係 当該事務は、この計画の2で掲げる「地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供」と併せて着実に実施しています。 また、国以外が設置した医療機関等の指定事務については、従前から道が担ってきたところであり、平成19年度から移譲されている当該事務と併せ、道において指定事務を実施することにより、地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供の実現を図ります。

4

従前から道が行ってきたところであり、平成19年度から1関する指定事務の移譲を受けた結果、地域に身近な道が、申請者の利便性の向上が図られています。 国以外が設置した指定医療機関等の児童福祉等の公費負担医療等の指定事務は、 前から道が行ってきたところであり、平成19年度から国等が開設した医療機関にする指定事務の移譲を受けた結果、地域に身近な道が一元的に行うことにより、

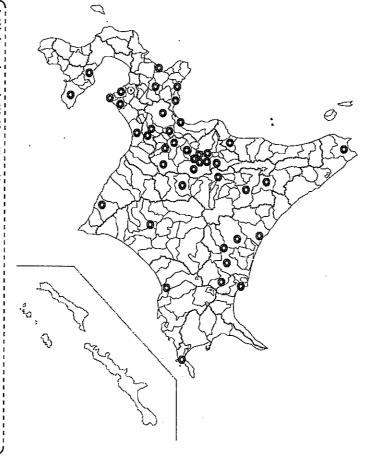
2 商工会議所に対する監督の一部 (法第13条関係)

ア 現 決

, 20 74 局)が行ってきた事務の 商工会議所に関する許認可等の事務については、事務の内容省、北海道経済産業局、道がそれぞれ実施していたため、申り、それぞれの機関に別途手続を行う必要がありましたが、 -部を平成19年度から道が実施しています。 事務の内容により、 申請者は、 H より、経済産業省 者は、申請内容に | (北海道経済産業

[道内の商工会議所の設置状況]

ガーボーボーボーボーボーボーボーボーボーボーボード・ボード・ボード・ボード・ボード				道央	道南		1
ı	道北連携地域			道央広域連携地域	道南連携地域	連携地域名	TO A 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
帯広	道三,	室蘭、	竜川、	札幌、	函館、		
古		苫小牧、		江別、	緤		
\$ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	名名		無山、	江別、千歲、			£
は、	f、士易	伊達、登別、	多三、	恵庭、			
K	富良野、名寄、土別、留萌、	小瀬河	美唄、	石狩、		団	
田	有、稚内	-4	芦 别、	小樽、		体:	
			上砂川	余市、		各	
			、夕張、	岩内、1			
			- 製法ア	石狩、小樽、余市、岩内、俱知安、			
			深川、栗山、砂川、美唄、芦別、上砂川、夕張、歌志内、赤平、	岩見沢、			



◆道内の商工会議所の設置状況

設置されています。 道内には、平成23年4月1日現在で、 市部を中心に42の商工会議所が

\rightarrow 特定事務等の内容

 \mathcal{G}^{γ} 従前は国(北海道経済産業局)が行っていた、 は道が実施しています。 下線部の事務を、 平成19年度か

・報告の受理など	
(事業年度、公告の方法 など)	
負担金に関する事項、部会に関する事項、事務局に関する事項、	
事務所の所在地、会費に関する事項、法定台帳に関する事項、	
・定款変更の認可の一部	
延長及び延長の通知、負担金の賦課の許可	
・特定商工業者の該当基準引上げの許可、商工業者法定台帳の作成期間の	道
・勧告、解散の認可(商工会議所法第60条第3項)、合併の認可 など	
(商工会議所法第25条)	
<u>する事項(⑩)、常議員会に関する事項(⑮)、経理に関する事項(⑩)</u>	
る事項 (8)、役員に関する事項、議員に関する事項、議員総会に関	
会員の加入及び脱退に関する事項 (⑦)、会員の権利及び義務に関す	
<u>目的(①)、名称(②)、</u> 事業、 <u>地区(④)、</u> 会員たる資格に関する事項、	
・定款変更の認可の一部(商工会議所法第46条第3項)	
項及び第60条第4項において準用する同法第28条)	
同法第27条第3項)、認可又は不認可の通知(商工会議所法第46条第4	
・設立の認可、意見の聴取(商工会議所法第46条第4項において準用する	北海道経済産業局
・名称使用の許可、設立認可の取消し など	経済産業省本省
主な事項	所管

(備考2) (備考1) 行規則第8条)についても平成19年度から道に移譲されている。 第6条)、解散の認可に係る申請書の受理に関する事務(商工会議所法第60条第2項及び商工会議所法施 破線部の事務は、定款変更の認可、解散の認可に係るものに限り平成19年度から道に移譲されている。 上記のほか、定款変更の認可の受理に関する事務(商工会議所法第46条第2項及び商工会議所法施行規則

ウ 特定事務等の実施体制

当該事務については、当面、道の本庁において、効果的かつ効率的に実施します。

H 広域的施策との関係

当該事務は、この計画の2で掲げる「商工会議所に対する許認可手続等の円滑化」と併せて着実に実施していきます。 また、道では、従前から特定商工業者に対する負担金の賦課の許可等、商工会議所に対する様々な許認可事務を担っており、平成19年度から移譲されている当該事務と併せ、道においてより円滑に許認可事務を進めていきます。

4 刻

平成19年度から商工会議所に関する許認可等の事務の定款変更の認可など)の移譲を受けた結果、地域に身近より、申請者の利便性の向上が図られています。 地域に身近な道が・ 部(目的、 -元的に行う 名称等に係る めに行うことに

(3) 調理師養成施設の指定 (法第14条関係)

ア 現 状

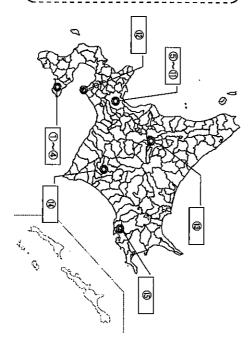
調理師試験、調理師養成施設の指定を行うために必要な調査に関する事務は道が行っていますが、平成19年度からは国(北海道厚生局)が行っていた調理師養成施設の指定等に関する事務を含め、一元的に道が行っています。

[道内に所在する調理師養成施設]

畿	毒	連					央		淌				榧	河		
⑩厚岸翔洋高等学校海洋資源科調理師類型		③旭川調理師専門学校	調理師学科	⑩北斗文化学園インターナショナル調理技術専門学校	①札幌ベルエポック製菓調理専門学校	⑩北海道中央調理技術専門学校	⑨宮島学園北海道調理師専門学校	⑧経専調理製菓専門学校調理師専攻科	⑦修学院札幌調理師専門学校	⑥光塩学園調理製菓専門学校	⑤北海道文教大学明清高等学校食物科	④函館大妻高等学校食物健康科	③清尚学院高等学校調理科	②函館短期大学付設調理師専門学校	①函館調理師養成専門学校	調理師養成施設の名称
厚岸町	帯広市	旭川市		室蘭市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	函館市	函館市	函館市	函館市	所在地

▶調理師養成施設の指定状況

- ・平成23年4月1日現在、道内では、15 の施設が調理師養成施設に指定されて います。
- ・地域別でいうと、道央広域連携地域で8か所の施設が指定されており、そのうち、7か所が札幌市内となっています。
- ・その他、道南連携地域で4か所、道北連 携地域、十勝連携地域、釧路・根室連携 地域でそれぞれ1か所が指定されています。



特定事務等の内容

実施しています。 従前は国 (北海道厚生局) が行っていた、 次の事務を、 平成19年度からは道が

で事務]

- 調理師養成施設の指定 (調理師法第 3 条第 1項第

- 指定養成施設の内容変更の承認(調理師法施行令第1条の3第1項) 指定養成施設の入所及び卒業の届出の受理(調理師法施行令第1条の4) 指定養成施設の名称等の変更等の届出の受理(調理師法施行令第1条の5) 調理師養成施設に係る指定の申請書の受理(調理師法施行規則第5条)
- 調理師養成施設に係る指定の申請書の受理
- 調理師養成施設に係る変更の承認の申請書の受理(調理師法施行規則第8条)
- 調理師養成施設に係る報告の徴収及び指示 (調理師法施行規則第10条)
- 調理師養成施設の指定の取消し (調理師法施行規則第11条)

ウ 特定事務等の実施体制

事務を一括して実施)。 及び小樽市に所在する施設にあっては道の本庁が指定申請等の受理及びその後の 保健所(札幌市及び小樽市に所在する施設にあっては道の本庁、函館市に所在する施設にあっては渡島保健所、旭川市に所在する施設にあっては上川保健所)は、調理師養成施設からの指定申請等を受理し、道の本庁に送付します(札幌市 函館市に所在 (札幌市

、铁寸。 道の本庁は、 指定申請等の審査、 指定等を行い、 指定等の内容を保健所に通知

H 広域的施策との関係

実に実施していきます。 当該事務は、 この計画の2で掲げる 「調理師資格者の資質の向上」 と併せて着

事務と併せ、道に 務を実施します。 *****た、 従前から道が担ってきたと 調理師養成施設の指定に当たっ 道において、 調理師資格者の資質の向上に向けて、 ろであり、 ての調査や、)調査や、調理師試験の実施について 平成19年度から移譲されている当該 {質の向上に向けて、より効果的に事

4

(£) 鳥獣保護法に係る危険猟法(麻酔薬の使用) の許可 (法第16条関係)

ア 現 状

許可とは別に、 麻酔薬を使用する猟法で野生鳥獣の捕獲等 国の危険猟法によ 場獣の捕獲等をこる捕獲等の許し し、可よるよる うとする場合には、知事の受けなければなりません。 知事の捕獲

行っていましたが、 事務所(札幌市)とその地方機関である釧路自然環境事務所 この危険猟法による鳥獣の捕獲等の許可手続に 平成19年度からは道が行っ ています。 ついては、 環境省北海道地方環境 「(釧路市)の2か所が

◆危険猟法(麻酔薬の使用)許可件数の推移

麻酔薬を使用する猟法については、主に学術研究や 保護収容を目的に鳥獣の捕獲等を行う場合に用いられ、 過去3か年の許可実績は、数件レベルで推移していま

5	H21	過去3か年
4	$\rm H22$	過去3か年の許可件数
0	H23	

(備考) 平成23年度実績は、平成23年12月31日現在

イ 特定事務等の内容

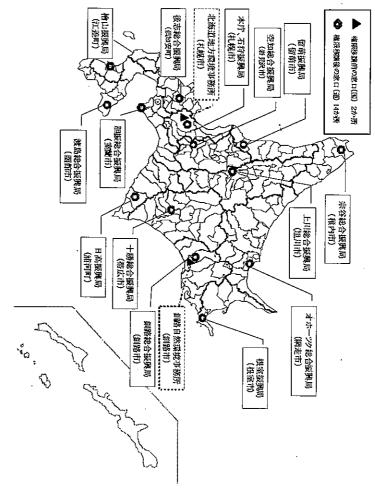
従前は国が行っ ていた、 次の事務を、 平成19年度からは道が実施し 47 911 á

[鳥獣保護法に基づく事務]

- 〜以下は上記の許可に係るものに限る。 殿る。) 危険猟法(麻酔の作用を有する劇薬で政令で定めるも の許可 (鳥獸保護法第37条第1 項及び第3項) 9 を使用する猟法に
- 申請の受理(鳥獣保護法第37条第2項、 鳥獣保護法施行規則第46条第1項)
- ・有効期間の設定(鳥獣保護法第37条第4項)
- 条件の付与(鳥獣保護法第37条第5項)
- ・危険猟法許可証の交付(鳥獣保護法第37条第6項)
- 危険猟法許可証の再交付 (鳥獣保護法第37条第7項)
- 規則第46条第7項) 危険猟法許可証の返納の受理 (鳥獣保護法第37条第9項、 鳥獸保護法施行
- ・必要な措置の命令 (鳥獣保護法第37条第10項)
- ・許可の取消し(鳥獣保護法第37条第11項)
- 必要と 認める書類の提出要求 (鳥獸保護法施行規則第46条第2項)
- 危険猟法許可証の再交付申請書の受理 (鳥獣保護法施行規則第46条第4項)
- 又は住所の変更の届出の受理 (鳥獣保護法施行規則第46条第5項)
- 険猟法許可証の亡失の届出の受理 (鳥獸保護法施行規則第46条第6項)

ウ 特定事務等の実施体制

当該事務については、鳥獣の捕獲区域を管轄する道の総合振興局・振興局(捕獲区域が2以上の総合振興局・振興局の管轄区域にわたるものにあっては、道の本庁)が行い、本庁及び総合振興局・振興局が緊密に連携し、円滑かつ迅速な実施に努め が行い、



H 広域的施策との関係

当該事務は、この計画の2で掲げる「鳥獣の捕獲等の許可手続の円滑化」と併せて着実に実施していきます。 また、道では、鳥獣保護法第9条の規定に基づく知事の所管する捕獲の許可の事務を担っており、平成19年度から移譲されている当該事務と併せ、道において、円 滑かつ迅速に実施していきます。

4 刻

施することにより、 とともに、許可事務 許可の事務と麻酔薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲の許可の事務とを 平成19年度から鳥獣の捕獲等の許可の事務の移譲を受けた結果、 により、窓口の一本化、許可申請者の手続が軽減し、 許可事務手続の円滑化及び迅速化が図られています。 「務とを一元的に実 利便性が向上する 鳥獣の捕獲等の

5 9 札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣へ 届出の廃止

ア 現状及び特定事務等の内容

スキツ収谷疋貝を変史した場合は、学校教育法施行令第36条第1項の規定により、収容定員を記載すべき学則を変更した旨を文部科学大臣へ届け出なければならないアフトキャアにますが、ハキエグは「Markers」 学則変更に \mathcal{L} \mathcal{L} されていますが、公立大学法人札幌医科大学の収容定員を変更した場合には、 ついての文部科学大臣への届出が不要となりました。

イ 特定事務等の実施体制

当該事務については、 該事務については、北海道医療対策協議会における議論を踏まえ、 人札幌医科大学が協議しながら活用していきます。 道と公立大

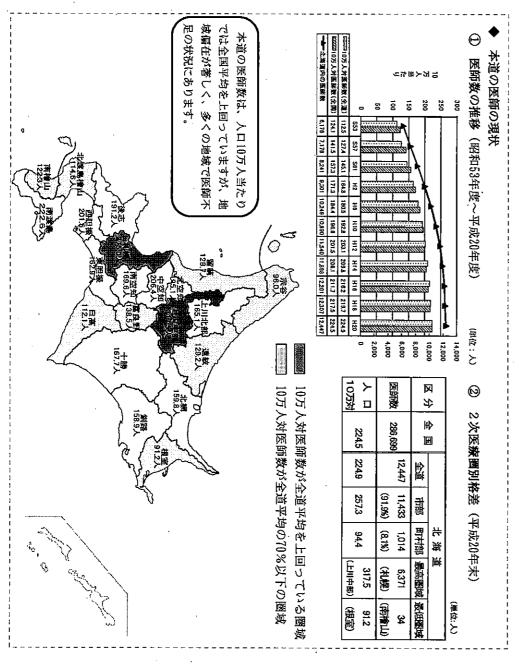
ウ 広域的施策との関係 当該事務は、この計

当該事務は、この計画の2で掲げる めに有効に活用していきます。 「地域医療を担う医師の確保」 を実現す Ø

工 効 果

Ø を施行し、 平成21年 とが期待されてい 地域の事情 4月1 日に平成29年度までの入学定員を102名から110名に変更した学則事情を反映した地域医療を担う医師の人材の育成に大きく貢献す <u>*</u>

策を実施する 例 覧を実施すること! を担う医師の育成? 今後とも、 以容 \mathcal{L} (1 Ci Co の増加と併せて、 |加と併せて、育成した医師を地域に定着させるための施医師不足が深刻な本道において、将来にわたり地域医療 とが可能となります。



6) 水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可

水道法に基づく水道事業及いい過パロンの流水を水源とする水道事業及いれのパロンのでは、5万人を超える水道事業(河川の流水を水源とする水道事業のよりにできる水道事業が5万人を超える水道事業(河川の流水を水源とする水道事業源とする水道用水供給事業を経営する者から供給を受ける水を水源とする水道事業源とする水道用水供給事業を経営する者から供給を受ける水を水源とする水道事業が2ついては、国(厚生労働省本省)が所管していては、国(厚生労働省本省)が所管し ていましたが、 平成21年度からは道が行っています。

4事業者を、 平成20年度まで、水道事業にあっては19事業者を、 (厚生労働省本省) が所管していました。 水道用水供給事業にあっては

それ以外の事業につい んば、 道が所管し ていました

			; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ;
1事業者			事業者数
			水道用水供給事業
約39万人	約99万人	約400万人	給水人口
	82事業者	19事業者	ار. اريا
:給水人口5,000人以下(簡易水道)	給水人口5,001人以上		水道事業
道所管		国所管	事業区分
(平成21年3月31日現在)		数等	◆道内の水道事業者数

特定事務等の内容

実施しています。 従前は国 (厚生労働省本省) が行っていた、 次の事務を、 平成21年度からは道が

[水道法に基づく事務①]

(水道事業 (特定水源水道事業であ いって 給水人口が5万人を超える ものに殴る。)

- 水道 事業の認可 (水道法第6条第1項)
- 頃において準用する 水道事業の認可に係る申請書の受理 が含め 含む。)) (水道法第7条第1項(同法第10条第
- 水道事業の認可に係る変更の届出の受理 第2項において準用する場合を含む。)) (水道法第7条第3項 (同法第10条
- 水道事業の認可に係る地方公共団体以外の者に対する期限又は条件の付与(水道法第9条第1項(同法第10条第2項において準用する場合を含む。)) 水道事業の認可に係る変更の認可(水道法第10条第1項)
- 水道事業の認可に 水道事業の認可に係る変更の届出の受理(水道法第10条第3項) る水道事業の休止及び廃止の許可(水道法第11条第1項)
- 2頃) 水道事業の認可に係 る水道事業の全部の廃止の届出の受理 (水道法第11条第
- 認可に係る給水開始前の届出の受理(水道法第13条第1項)
- 水道事業の認可に係る料金の変更の届出の受理(水道法第14条第 5 1水道事業の認可に係る供給条件の変更の認可(水道法第14条第 6 項) (水道法第14条第5項)
- 失った旨の届出の受理 (水道法第24 水道事業の認可に係る認可の取消し 水道の管理に関する技術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が効力を 失った旨の届出の受理(水道法第34条の3第2項)
- (水道法第35条第1項)
- 事業の認可の取消しの要求の受理 (水道法第35条第2項)
- 事業の認可の取消 る弁明の機会の付与 (水道法第35条第3項)

- (水道法第36条第1項)
- (水道法第36条第2項)
- 水道事業の認可に係る施設の改善の指示(水道法第3水道事業の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告水道事業の認可に係る給水停止命令(水道法第37条)水道事業の認可に係る供給条件の変更の認可を申請す 第38条第1項) 供給条件の変更の認可を申請すべき旨の命令 (水道法
- 水道事業の認可に 水道事業の認可に 係る供給条件の変更(水道法第38条第2項) 係る報告の徴収及び立入検査(水道法第39条第1項)
- 合理化の勧告 (水道法第41条)
- 地方公共団体に
- ያተ ያተ たる買収の認可 たる買収に係る裁 買収に係る裁定 (水道法第42条第1項) 裝定(水道法第42条第3項)

[水道法に基づく事務②]

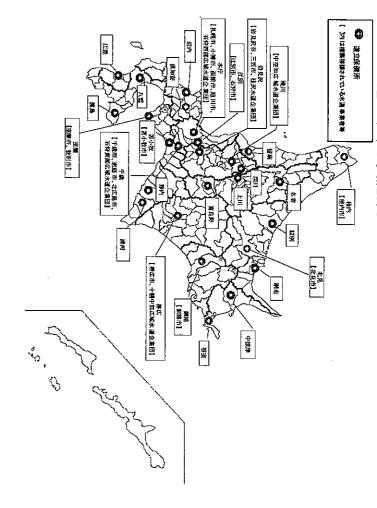
(水道用水供給事業(1日最大給水量が2万5, 000㎡を超え るものに限る。) 関係)

- 水道用水供給事業の認可 (水道法第26条)
- 30条第2項において準用する場合を含む。)) 水道用水供給事業の認可に係る申請書の受理 (水道法第27条第1項 (同法第
- 法第30条第2項において準用する場合を含む。)) 水道用水供給事業の認可に係る変更の届出の受理 (水道法第27条第3項(同
- 水道用水供給事業の認可に係る地方公共団体以外の者に対する条件の付与 (水道法第29条第1項 (同法第30条第2項において準用する場合を含む。))
- 水道用水供給事業の認可に係る変更の認可 (水道法第30条第1項)
- 水道用水供給事業の認可に係る変更の届出の受理(水道法第30条第3項)
- 道法第31条において準用す 水道用水供給事業の認可に係る水道用水供給事業の休止又は廃止の許可 る同法第11条第1項) ¥
- 水道用水供給事業の認可に係る水道用水供給事業の全部の廃止の届出の受理 (水道法第31条において準用する同法第11条第2項)
- いて準用する同法第13条第1項) 水道用水供給事業の認可に係る給水開始前の届出の受理 (水道法第31条にお
- 闽 失し 水道の管理に関 4 旨の届出の受理 る技術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が効力を 受理(水道法第31条において準用する同法第24条の3第2

- 3頃) 水道用水供給事業の認可に係る認可の取消し(水道法第35条第1項) 水道用水供給事業の認可の取消しの要求の受理(水道法第35条第2項) 水道用水供給事業の認可の取消しに係る弁明の機会の付与(水道法第35条第
- 水道用水供給事業の認可に係る施設の改善の指示(水道法第36条第1項) 水道用水供給事業の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告(水道法第3
- (水道法第36条
- (水道法第37条)
- 水道用水供給事業の認可に係る給水停止命令(水道法第3 水道用水供給事業の認可に係る報告の徴収及び立入検査 (水道法第39条第1
- 合理化の勧告 (水道法第41条)

ウ 特定事務等の実施体制

あっては、 当該事務については、道の本庁及び保健所が緊密に連携し、 努めます(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市において事ま 道の本庁が実施。)。 携し、円滑かつ迅速な実施 て事業を実施する事業者に



H

せて着実に実施し 当該事務は、 広域的施策との関係 当該事務は、この計画の2で掲げる 「水道水の安全性及び安定供給の確保」 と併

めり、 び給水 に実施し 道用水供給事業の認可に関する事務については、 *** 、供給事業の認可に関する事務については、従前から道が担っ 平成21年度から移譲されている当該事務と併せ、道において 人口が5 ミに実施していきます。 給水人口が5万人を超える水道事業のうち特定水源水道事業以外のもの及いのが5万人を超える水道事業のうち特定水源水道事業以外のもの及りのが5万人以下の水道事業並びに一日最大給水量が2万5,000㎡以下の水 ていきます。 道において、 でる

4

平成21年度から給水人口が5万人を超える水道事業及び1日最大給水量が2万5,000㎡を超える水道用水供給事業の認可や監督等に関する事務の移譲を受けた結果、事業者の利便性が向上するとともに、地域に身近な道による迅速かつきめ細か な指導監督が可能となっています。

4 北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業

\equiv 民有林の直轄治山事業の一部 (法第7条第2項第4号口関係)

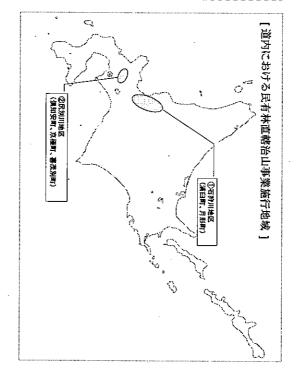
ア 現 状 (平成19年事業移譲時)

重要なものと認められるものであって、 影響が1の都府県の区域を超えると 民有林直轄治山事業は、 るとき、②当該事業が高 .轄治山事業は、民有林治山事業のうち、①事業費 ②当該事業が高度の技術を要するとき、又は③当都府県の区域を超えるときのいずれかに該当し、 国が事業を実施す 又は③当該事業の及ぼす利害の 該当し、かつ、国土保全上特に ①事業費の総額が50億円以上で るものです。

たたもに、実施するこ 道が補助治山事業として保育、 有林) において、国が民有林直轄治山事業として治山施設整備を実施する 道内では、平成18年4月1日時点において、石狩川地区、 流域内の民有林における治山施設整備と森林整備を総合的かつ計画的に とが必要となっていました。 植栽等の森林整備を実施していましたが、 尻別川地区の)2期区(道)2ともに、 事業移譲

◆道内の民有林直轄治山事業の実施状況 道内の民有林直轄治山事業は、石狩川 地区は昭和46年度から、尻別川地区は昭 和47年度から、それぞれ実施し、完了し

		(3)					1
		②尻别川地区		①石狩川地区		地区名	
喜茂別町	京極町	俱知安町	月形町	浦臼町		関係市町村	
		簽		空	・歳	缆心	
		竔		知	摄興局名	総合振興局	



イ 事業の内容

従前は国(林野庁北海道森林管理局) の治山施設の整備に係る次の事業を、平 i)が行っていた、石狩川地区及びE 平成19年度から道が実施しました。 石狩川地区及び尻別川地区

石符川地区]

:	参考	事内	工事箇所	工事目的
	近隣で補助治山事業を実施(保育(月形町))	航空追肥、床固工ほか	浦臼町473及び月形町892の1及び字ポンベツ	渓床、山腹等の安定を図り、下流への土砂の流出を抑止する。

		Ι.	Ι	Т
床、山腹等の安定を図り、下流への土砂の流出を抑止す 知安町字高嶺及び喜茂別町字比羅岡 止工、植栽工、床固工ほか 弊で補助治山事業を実施(植栽・保育ほか(倶知安町))		事内	稒	Ш
	隣で補助治山事業を実施(植栽・保育ほか(倶知安	止工、植栽工、床固工	知安町字高嶺及び喜茂別町字比羅	<u>床、山腹等の安定を図り、下流への土砂の流出を抑止す</u>

事業の実施体制

地域の実情を的確に把握しながら、 当該事業については、 事業実施地区を所管する道の総合振興局森林室において、 {しながら、効果的かつ効率的に実施しました。 <合振興局森林室(岩見沢市)

石狩川地区:空知総合振興局森林室 尻別川地区:後志総合振興局森林室

(倶知安町)

Н 広域的施策との関係

は平成20年度までに終了しており、 の直轄治山事業はありません。 石狩川地区の事業は平成19年度までに終了し、 現在、 (了し、また、尻別川地区の事業について 北海道において国が実施している民有林

しかし、将来、当該尋備等による森林の保全」 当該事業が発生した場合、 業が発生した場合、この計画の2で掲げる「保安施設の整と併せて着実に実施していきます。

域内の民有林-平成19年度から民有林の直轄治山事業の一部の移譲を受けた結果、国が行う治山施設の整備と従前から道が行ってきた保育、植栽事業等を一元的に行うことで、流域内の民有林一体として地域の実情に応じた治山事業等を効果的かつ効率的に実施 することが可能とな りました。

2 直轄通常砂防事業の 野 (法第7条第2項第4号イ関係)

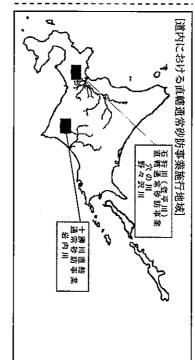
のだりいて、 費が多額であるなど、一定の要件を満たすfdのについて、国が事業を実施するものです。 直轄通常砂防事業は、 通常砂防事業のうち、高度な技術を要する、あるいは工事 -定の要件を満たす砂防事業で、国土交通大臣が告示したも

道が計画的かつ-道内においては、石狩川水系及び十勝川水系において実施されていますが、今後 体的に整備を行うことが必要となっ ています。

道内の直轄通常砂防事業の実施状況

なら、 サナバイスト昇州アグラ 系は昭和46年度 道内の直轄通常砂防事業は、 十勝川水系は昭和41年度から、 (豊平川は昭和57年度) 石郑川水

地区名	関係市町村	総合 ・振	。 合振興局 振興局名
①石狩川水系	札幌市	石狩	华
②十勝川水系	帯広市	十勝	**



\rightarrow 事業の内容

従前は国(国土交通省北海道開発局)が行っていた、石の砂防施設に係る次の事業を、平成22年度から道が実施し 石狩川水系及び十勝川水系 ています。

石狩川水系

工事内容	工事箇所	工事目的
えん堤工、床固工、護岸工ほか	穴の川及び野々沢川	

十勝川水系]

えん堤工ほか	工事内容
岩内川 岩内川	工事箇所
渓床、渓岸等の安定を図り、下流への土砂の流出を抑止する。	工事目的

ウ 事業の実施体制

Ÿ 当該事業については、事業実施地区を 、地域の実情を的確に把握しながら、 事業実施地区を所管する道の総合振興局又は振興局におい :把握しながら、効果的かつ効率的に実施します。

H

進」 、 「 広域的施策との関係 "** 事業は、この計画の2で掲げる「項 "** 事業は、この計画の2で掲げる「項 当該事業は、 「砂防設備の整備等による土砂災害対策の推

4 巡

理も含め、計画的かつ一体的1 うことが可能となっています。 近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、理も含め、計画的かつ一体的に整備すること 平成22年度から直轄通常砂防事業の--部の移譲を受けたところであり、地域に身ぶら、同一区域内にある既存の砂防設備の管ってとで、地域の実情に応じた砂防事業を行

3 開発道路に係る直轄事業 (法第7条第2項第4号八関係)

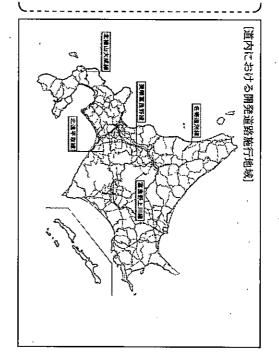
指定した一定の区間の 道路管理者に代わって 道内においては、身 が計画的かつ一体的に 開発道路に係る直轄事業は、国土交通大臣が北海道の開発のため特に必要と認め、 定した一定の区間の道道や市町村道において、新築、改築、維持補修等を本来の 維持補修等を本来の

わって実施するものです。 は、美唄富良野線等 5 路線において実施されていますが、 体的に整備を行うことが必要となっています。 今後、

・道内の開発道路の実施状況

近内の開発道路は、 現在5路線にひいて昭

_				_					
	⑤富良野上川線	④北進平取線	③北檜山大成線	②名寄遠別線		①美唄富良野線		路線名	和4/年度から順次美胞されていまり。
美瑛町	東川町	厚真町	せたな町	遠別町	芦別市	美唄市		関係市町村	夫施されてい
	H	胆	檜	函		Hå	· #	终	H 9
	Ш	歳	Ш	萌		知	振興局名	総合振興局	٥



4

事業の内容 従前は国(国土交通省北海道開発局)が行っていた、 発道路に係る次の事業を、平成22年度から道が実施して 、美唄富良野線等5路線の開 ています。)

美唄富良野線]

工事内容	工事箇所	工事目的
橋梁工、トンネル工、土工ほか	主要道道美唄富良野線の一部 (15.6キロメートル)	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。

名寄遠別線]

トンネルエ、土工ほか	[工事内容]
道名寄遠別	- 444
区間の解消による	工事目的

北檜山大成線

工事内容	工事箇所	工事目的
トンネルエほか	一般道道北檜山大成線の一部 (5.6キロメートル)	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。

[北進平取線]

トンネルエ、土工ほか	工事内容
一般道道北進平取線の一部(1.6キロメートル)	工事箇所
交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。	工事目的

[富良野上川線]

工事内容	工事箇所	工事目的
土工、路盤工ほか	一般道道富良野上川線の一部 (15.6キロメートル)	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。

₽ V 事業の実施体制

当該事業については、事業実施地区を所管する道の総合振興局又は振興局におい、地域の実情を的確に把握しながら、効果的かつ効率的に実施します。

H

: 広域的施策との関係当該事業は、この計画の2で掲げる「道路の整備等による安全・安心な道路網の構築」と併せて着実に実施していきます。

4 效

平成22年度から開発道路に係る直轄事業の移譲を受けたところであり、地域に身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する道道と一体的に整備することで、地域の実情に応じた事業を実施することが可能となっています。

4 二級河川に係る直轄事業 (法第7条第2項第4号二関係

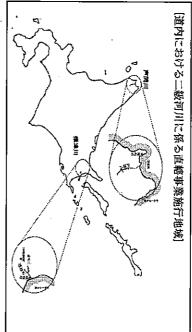
洪

指定した-者に代わって実施す 二級河川に係る直轄事業は、国土交通大臣が北海道の開発のため特に必要と認め、 売の区 題の Ø ものです 二級河川において、 o 改良工事、維持修繕等を本来の河川管理

道内においては、体的に整備を行うこ 2地区において実施されていますが、 とが必要となっています。 今後、 道が計画的かつ

地区について昭和28年度から実施されていま 道内の二級河川に係る直轄事業は、 道内の二級河川に係る直轄事業の実施状況 現在2

,					
		②標津川水系	①声問川水系		地区名
	中標津町	標準町	稚内市		関係市町村
		缹	偨	・競	総合
		室	谷	ē興局名	法興局



\angle 事業の内容

9 従前は国 二級河川に係る次の事業を、 (国土交通省北海道開発局)が行っていた、声に係る次の事業を、平成22年度から道が実施し 声間川水系及び標準川水系 ています。

声問川水系

工事内容	工事箇所	工事目的
河道掘削ほか	声問川水系の一部	洪水等による災害の発生を防止する。

[標津川水系]

工事目的	洪水等による災害の発生を防止する。
工事箇所	標準川水系の一部
 工事内容	築堤盛土ほか

ウ 事業の実施体制

7 当該事業については、

H

件 当該事業は、 て着実に実施し 広域的施策との関係 当該事業は、この計画の2で掲げる C着実に実施していきます。 「河川の整備等による治水対策の推進」 と年

4

近な道が地域住民の声 平成22年度から二級河川に係る直轄事業の移譲を受けたとな道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する指定外 体的に整備す Ø とで、地域の実情に応じた事業の実施が可能となっ 隣接する指定外の区間 であり、 (道管理部分) ています。 地域に身

បា その他の取組

\equiv

直携・共同事業 広域行政の推進に資するため、道と国の地方支分部局等が連携・共同して、事務、 事業を実施してきており、今後も、国の地方支分部局等との情報交換などを密接に行い、創意工夫を図りながら、一層の広域行政の推進を図ります。

	O 1		4		ω		2		,	· <u>,</u>	No.
	国指定鳥獣保護区管理員と道自然保護監視員等との巡視の連携		税務に関する相談や広報事業の共同実施		共同データベース構築による法人設立届出の一本化		共通ポータルサイトの開設による電子申請窓口の一本化			国と道の連携の強化による医師の臨 床研修体制の充実	事業名
	環境省		財務省 市町村	·	財務省		総務省 経済産業省 国土交通省 等			厚生労働省	関係機関等名
(効果) ・相互の連携により、より効果的な巡視活動の実 施や事故等の未然防止等につながっている。	(内容) ・国及び道の巡視区域が重複する箇所における情報共有のための連絡体制の整備や各種会議等の場を活用した情報交換等により、相互の連携が図られている。	(効果) ・確定申告期において、3税の相談窓口の設置を合めた各種取組を実施しており、納税者の利便性の向上が図られている。 ・3税に関する広報及び租税教育に係る活動について、相互が連携した取組を通じて、納税者等に税に関する理解が深まっている。	(内容) ・確定申告期における3税の税務相談窓口の設置 や3税に関する広報及び租税教育を実施している。	(効果) ・国における申告情報等について、電磁的記録媒体の提供を受けることによりデータの共有化による連携が図られている。	(内容) ・国、道で申告情報の共有化を図るなど、引き続き一層の連携を図る。	(効果) ・道、国及び道内市町村の電子申請等に関する各・道、国及び道内市町村の電子申請等に関する各種手続きに関する情報をワンストップで提供するポータルサイトを構築したことにより、住民等の申請・入札手続きの利便性の向上が図られた。		(効果) ・道内の臨床研修病院、国、道相互の連携強化に より、効率的な研修医確保対策が図られている。	・平成17年以降、北海道厚生局と道が協力し、北・平成17年以降、北海道厚生局と道が協力し、北海道臨床研修病院等連絡協議会及び北海道プロック臨床研修制度協議会の合同開催や、学生向けの臨床研修病院説明会を定期的に実施している。	(内容) ・国と道の連携を一層強化し、臨床研修体制の充 車 強化が図る。	内容及び効果

・国の統計機関が算定する被害単価の活用は、的確な被害金額の算出につながっている。					·
(内容) ・農作物被害調査連絡会議の価等の情報交換を行った上ででいる。	市町村	照	農作物被害調査の共同実施	10	
(効果) ・道が設置した災害対策本部への連絡要員の配置・道が設置した災害対策本部への連絡要員の配置など災害情報の共有により的確な防災体制をとり、防災装備の一体的な運用を図ることで、迅速かつ効果的な災害対応が可能となっている。				·	
(内容) ・国と道は、連携を密にしなに努めており、また、道からの防災装備を出動させている。	国土交通省 内閣府 総務省	帯の一元的な管理	防災体制や防災装備の・運用	9	
(効果) ・それぞれの機関が持つ映像や情報などを一元管・それぞれの機関が持つ映像や情報などを一元管理することにより、1機関では不足している情報を補完し合い、よりきめ細かい情報を得ることが可能となり、それにより迅速かつ的確な施設管理を行うことが可能となっている。					·
(内容) ・気象情報や道路運 いて、一元化・共有 いる。	国土交通省 市町村 等	川・火山観測情報青報の一元化・共	国と道の気象・河川・火山や道路などの管理情報の一有化	8	
(効果) ・国と自治体が連携・共同して事業を行うことにより、豪雪など異常気象時における道路の除排雪について、連携の強化が図られることにより、北海道全体の防災対応力の向上や地域住民の安全・安心の確保が図られる。	,			-	
	由工父通省	2 国と道・市町村代等による除排雪	展帯気象時でおげる国との相互代行、受委託等にの超行的実施		
(効果) ・道の森林の6割を占める国有林と民有林が一体・道の森林の6割を占める国有林と民有林が一体となった取組を進めることにより、森林の多面的機能の発揮や地域産業の振興、道民との協働による森林づくり活動等の促進が図られている。		f	20 36 74 6 744 7 3 3 3 3		•
中締結した。森林共同施業団地については、15地年締結した。森林共同施業団地については、15地区で設定している。(平成23年12月31日現在)・森林の観光資源としての活用を図るため、国有林及び道有林の見どころの紹介や森林づくり活動を行うフィールドの提供等に取り組んでいる。					,
	農林水産省	一体となった森林	国有林と民有林が- ブへり	0	
関係機関等名 内容及び効果	関係	2	事業	No.	

	. 15		14		13		12		Ξ	No.
	ビジット・ジャパン事業に関する連携		道路管理者が連携した案内標識の整備		国と道の連携による各種雇用創出事業と職業紹介事業の連携		国・道・市町村、労働界の連携による雇用創出に向けた連携・共同事業 の実施に係るプログラムの作成		バイオ産業行政協働会議の活用など 国と道の密接な連携によるIT・バ イオ産業クラスターの創出	事、業名
	国土交通省		国土交通省市町村		厚生労働省		厚生労働省 経済産業省 市町村 等	·	経済産業省	関係機関等名
・北海道運輸局と道が連携して事業を実施することにより、来道外国人観光客の長期的(平成9年度~)な増加傾向に寄与している。	(内容) ・ビジット・ジャバン事業に関する連携により、 訪日外国人観光客の誘致施策の効率的かつ効果的 な展開を図っている。 (効果)	(効果) ・国と自治体が連携・共同して事業を行うことにより、施設名称等の情報及び標識デザインの整合性、既存標識の老朽化が改善され、観光容等の道路利用者を目的地まで円滑に案内する効果があがっている。	(内容) ・主要幹線道路から観光地まで一環した誘導を目的とした案内標識整備などを国と自治体が連携して実施している。	(効果) ・北海道労働局と道が連携することにより、道外のU・Iターン希望者と道内企業の情報の提供から就職決定まで行うことができ、利用者の利便性が高まっている。また、U・Iターンフェアは、が高まっている。また、U・Iターンフェアは、が高まっている。また、C・Iターンフェアは、道外求職者と多くの道内企業が直接、面談できる唯一の機会として個人・企業からも好評を得ている。	(内容) ・道、北海道労働局、北海道経済産業局が策定し・道、北海道労働局、北海道経済産業局が策定した「雇用創出のための連携・共同に関するプログラム」の取組として、道と北海道労働局が連携し、U・Iターンに係る職業紹介事業を実施している。	(効果) ・関係者が連携し、就業支援等雇用創出に向けた 事業を実施することにより、求職者の就職促進等 に成果を上げている。	(内容) ・道、北海道労働局、北海道経済産業局により、「雇・道、北海道労働局、北海道経済産業局により、「雇用創出のための連携・共同に関するプログラム」を策定し、関係機関の連携した取組を実施している。	(効果) ・バイオ産業行政協働会議(C7北海道)を活用して、道と国の相互の事業を連携して行っており、北海道におけるバイオ産業クラスターの創出に寄与している。	(内容) ・国と道の密接な連携により、協調した支援施策・国と道の密接な連携により、協調した支援施策の展開によるバイオ産業の振興、中小企業のIT利活用の促進、IT産業の振興を図っている。	内容及び効果

(効果) ・平成18年度及び19年度の2年間、札幌ストマ成18年度及び19年度の2年間、札幌ス局において、行政実務研修員として道、帯び旭川市の職員各1名の受入を行い、C1の円滑化、迅速化が図られた。		
(内容) ・地方公共団体職員の派遣によるCIQ業務の一部補完などにより、CIQ業務の円滑化、迅速化を図る。	財務務省 関先 生 労働 省	21 CIQ業務への地方公共団体職員派 遺
(効果) ・計画の策定及び変更を行う際に必要な資料の作成において、国と地方の両方の視点から効率的、効果的な検討することができ、北海道の第3種、第4種漁港の的確な事業、整備が行われている。		-
(内容) ・事業計画策定に当たり、国と道の連携を深めて 第3種、第4種漁港に関わる計画上の課題を共同 で検討している。	農林水産省	20 第 3 種、第 4 種の特定漁港漁場整備事業計画策定に係る会議事務等の共同実施
(効果) ・食生活の多様化による栄養バランスの崩れなどに伴い、健康面での影響が懸念される中、豊かで健全な食生活を実践する「食育」の取組を関係者が一体となって行ってきたことから、道民の「食育」に対する理解が浸透してきている。		
(内容) ・「どさんこ食育推進協議会」等の場で、オードとさんこ食育推進協議会」等の場で、オードの総合的な推進について検討しながら、が一体となって食育の取組を行っている。	農林水産省	19 道内における食育推進活動の共同実施
(効果) ・国と道が連携・共同して、地域協議会等の指導・調を等を行うことにより、全国的な需給と整合や調整等を行うことにより、全国的な需給と整合性を図りながら、米の需給調整や農業者戸別所得補償制度等の円滑かつ効果的な推進に寄与している。		
(内容) ・食糧法に基づき米穀生産出荷団体等が作成する・食糧法に基づき米穀生産出荷団体等が作成する「生産調整方針」の認定に関する指導業務などを共同で行っている。	農林水産省	18 食糧法に基づく生産調整方針の認定に関する指導業務などの共同実施
(効果) ・事業推進に重要な農地再編構想や営農計画、土地利用再編計画などの各種の検討及びそれらの総合的な調整等を行っており、事業の円滑かつ効果的な推進に寄与している。		
(内容) ・国営農地再編整備事業 な連絡調整を図るため、) る。	農林水産省	17 国と道による国営農地再編整備事業の共同実施
(効果) ・農業・農村の持つ教育などの多面的機能の理解が浸透してきている。また、グリーンツーリズムに取り組む農家も増加し、都市と農村の交流活動が広がってきている。		
(内容) ・国や自治体が一体となった推進体制を整備し、地域ブへりやグリーンツーリズムの取組などを総合的に推進している。	農林水産省	16 国と自治体が一体となった都市と農山漁村の交流推進活動の実施
	関係機関等名	No. 事 業 名

ರಾ 広域的施策の施策効果の把握及び評価

\equiv 基本的な考え方

案に結びつけていきます。 この計画における広域的施策については、その推進状況、効果を的確に把握するとともに、この計画に基づき国から移譲を受ける事務、事業等の実施によりもたらされる地域社会や本道経済への影響等を含め、適切に評価します。 また、このような作業を通じて、移譲を受けた事務、事業等を道が行うことについての有用性を検証するとともに、道民からの意見、提言や作業により得られた知見などを踏まえて、新たな事務、事業等の移譲や条例の制定範囲の拡大などについての提

なお、評価に当たっ 性の確保に努めます。 ては、 できる限り定量的かつ総合的な評価に努めるなど、 答題

\odot 作業の実施時期等

広域的施策の推進状況等に 毎年度、 2の推進状光等については、フォローその結果を内閣総理大臣に報告する 作業を通じ て把握す В 7 \mathcal{L} ď۴

の広域的施策や移譲を受けた事務、 にその結果を内閣総理大臣に報告するこなお、これらの作業結果については、 評価作業は、 4 フィース、フォローアット総理大臣に報告することとーアップ作業の結果を踏ま 事務、事業等の実施による 現在オストレー・ と広 とします。 く道民に公表するこ とまる こします。 ミネて行うこと。 5知見を整理の_ アプラ 適切な時期

ととします。

関係市町村の意見 ②提案の検討 | ③施策の総合調整 | ⑤ |1000円の提案 (特定事務等の範囲の見直しその物の法 今の制度又は改議に係る措置を含む) ①基本方針の変更 法施行 特定広域団体の知事(参与)も議論に参画 特定広域団体の 議会の議決 国(道州制特別区域推進本部) 特定広域団体(北海道) ②国・特定広域団 体の評価を反映 交付金交付 関係市町村の意見 権限移譲項目 ④必要に応じて基本方針の改正 "法令改正 公部 ⑥施策の評価 ⑤道州制特別区域 計画の作成 計画の課出 特定広域団体の 議会の議決 **型帽架**

[北海道における道州制特区推進の基本的な仕組み]

今後に向けて

これまでの取組の主な成果

た事務、 事業に

級河川に係る直轄事業の移譲を受け、道において事業を実施しています。 また、平成22年4月に、 医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務]など5つの事務・事業について、 道は、 平成19年4月に 直轄通常砂防事業の一部、 「国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担 開発道路に係る直轄事業及び二

及河川に係る直轄事業の移譲を安り、迪でもい、すべてステート また、平成19年12月以降、国に権限移譲等を求める提案を行い、平成20年12月に 「札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃 「札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃 「水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可」

化や事務の処理期間の短縮化といった道民・利用者の利便性向上が図られていま る事務の移譲を受け、道において事務を実施しています。 国から道に移譲された事務・事業については、これまで道が実施していた事務 業と一体的に行うことにより効率的な執行が図られているほか、申請窓口の一:

一方で、一部のに分かれているこ 一方で、一部の権限の移譲を受けた事務については、窓口が依然として、国とiに分かれていることや、移譲に伴い必要となる財源の確実な措置を図るためのルルの確立などが課題となっています。 国と道

を終し、 が行われ、 特別区域提案檢討委員会 4 権限移譲等を求める国への提案について 道民や市町村などからいただいた意見などを基に 5町村などからいただいた意見などを基に、有識者からなる北海道道州制是案検討委員会(以下「委員会」という。)において幅広い視点から審議委員会からの答申を基に、道としては、パブリックコメントなどの手続これまで5回30項目について、国に権限移譲等を求める提案を行ったとこ

े भ 道民から広く意見などを募集し、それを基に委員会で審議し、 という仕組みは、道民ニーズを踏まえた提案を直接国に届けるこ 州制や道州制特区に関して道民の理解や関心を高める意義があっ きで審議し、国に提案して 国に届けることにつながり 5.意義があったものと考え つながり、 地えてい Y くい、

理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止」など12項目については、通知の発出な全国措置されたところです。第5回目に提案した4項目については、平成24年2に閣議決定された「道州制特別区域基本方針の一部変更について」に基づき、既 所要の措置が行われた『「ふるさと納税」のコンビニ 所要の措置が行われ、 4 回目まで国に提案した項目のうち18項目は、道の提案の趣旨に沿ってが行われ、このうち、「JAS法に基づく監督権限の移譲」や「維持管国直轄事業負担金制度の廃止」など12項目については、通知の発出などれたところです。第5回目に提案した4項目については、平成24年2月された「道州制特別区域基本方針の一部変更について」に基づき、既にが行われた『「ふるさと納税」のコンビニでの収納』を除く3項目につ

し、事業者への迅速かつ-心の確保が図られるなど、 いては、通知の発出など所要の措置が行われることとなっています。 道に認められた権限移譲に止まらず、「JAS法に基づく監督権限の移譲」など 全国措置されたものについても、提案が実現したことにより、地方の裁量権が拡大 し、事業者への迅速かつ一貫した指導監督が実現するとともに、暮らしの安全・安 本道の自立的な発展につながっ ものと考え

(国から道に移譲されている事務 事業]

平成19年度	移譲開始年度
・国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を 行う指定医療機関等の指定	移譲事務・事業名

平成22年度 ・開発道路 ・二級河川	平成21年度 · 水道法に	平成20年度 ・札幌医和 臣への届	・民有林の
直轄通常砂防事業の一部 開発道路に係る直轄事業 二級河川に係る直轄事業	水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可	札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大 臣への届出の廃止	民有林の直轄治山事業の一部

(道の提案の状況)

平成21年 7月	平成20年 10月	平成20年3月	平成19年 12月	提案時期
○「条例による法令の上書き権」の創設 ○国の出先機関等に係る予算・人員等の情報開示 ○郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大 ○過疎地域等における病院と診療所の連携に係る特例 措置 ・健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設	○維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止 ○道道管理権限の町村への移譲 ○福祉運送サービスに係る規制緩和 ○コミュニティハウスの制度創設 ○指定都市等の要件設定権限の移譲	・国土利用の規制権限等の移譲 〇人工林資源の一体的な管理体制の構築 〇森林関係審議会の統合 ○廃棄物処理法に基づく権限の移譲 ・特定免税店制度の創設 ・国際観光振興業務特別地区の設定 ・ 直際観光振興業務特別地区の設定 ・ 企業立地促進法に基づく権限の移譲 〇外国人人材受入の促進 ・ 地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大 ○町内会事業法人制度の創設 ・ 法定受託事務の自治事務化	○札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更○労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大・地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大・地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大○JAS法に基づく監督権限の移譲○水道法に基づく監督権限の移譲	提案項目
4項目 (〇) に ついて、通知の 発出などの措置	5項目 (○) について、維持管理に係る負担金制度に関する法律の改正などの措置	5項目 (○) に ついて、省令の 改正などの措置	4項目 (○) に ついて、政令の 改正などの措置	国の対応

平成23年 10月	
○「ふるさと納税」のコンビニでの収納 ○自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大 ②北海道が認定するアウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能とする道路運送法の適用の拡大 ○税制上の優遇措置を受けられるNPO法人を適正かつ円滑に認定・監督するための国と道等が連携を図る仕組みなどの法制化	
『「ふるさと終別」のコンドニスの収納」のコンドニスの収納」については、政令のな正の措置。3項目については、通知の発出などの措置が決定を表記の指置が決したの措置が決しまたの措置が決しまたの対し、通知の光に、通知の光に、通知の光にの対しの対しの対しの対し、過知の対しの対し、過知の対しとというに、	

(備考)「提案項目」の欄のうち、「・」を付している項目については、継続検討等の対応

道州制特区制度の有効活用に向けて

(2) 近州別特区制度は、道が国に対して権限移譲等を求めることができる重要な仕組みであり、地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会の構築に向け、道州制令道外制特区に関する道民の理解や関心を高め、本道の優位性である「北海道価値」(食・観光、環境など)を最大限に活かし、一体的かつ効果的に自立的な地域づくりが可能となり、また、道はもとより、地方の裁量権の拡大につながるよう、今後も道民からの意見などを基に、力強い経済の構築や安全・安心な暮らしの実現などに向けて、国から道への権限移譲などを求める提案を積み重ねていきます。
具体的な提案に当たっては、政策決定の自己完結性を高め、自立的かつ主体的に地域づくりを進める観点から、北海道価値である食・観光、環境などといったテーマ毎に、道民からの意見などを基に道の政策課題の解決にも留意しながら、総合的に検討を行い、本道の自立的発展につながる提案となるよう努めていくとともに、既に移譲を受けた事務について、さらなる利便性の向上を図るため、関連する事務の移譲について検討を進めます。
また、今後の本格的な事務・事業の移譲に向けて、必要な財源の確保が不可欠であることから、移譲に伴い必要となる財源が確実に措置されるよう国に働きかけていくとともに、地方分権に関する国の改革の動向を踏まえ、道州制特区制度についてより一層有効な活用に努めていきます。